

第 8 5 4 回 小浜市教育委員会

と き：令和 5 年 4 月 17 日（月）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階大会議室西側

1. 会議録 第 8 5 3 回の承認

2. 報 告

報告第 6 号 諸般の報告 R5. 3. 17～R5. 4. 16

行事予定 R5. 4. 17～R5. 5. 11 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

報告第 7 号 小浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について (P5～P7)

【生涯学習スポーツ課】

報告第 8 号 小浜市立学校教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について (P8～P11)

【教育総務課】

報告第 9 号 小浜市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則の制定について (P12～P14)

【教育総務課】

3. 議 案

議案第 1 2 号 小浜市児童福祉審議会委員の推薦について

4. 教育長報告

5. その他

報告第7号

小浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

小浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定を別紙のとおり専決処分したことについて承認を求める。

令和5年4月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、小浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を補助執行させることについて定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助執行させる事務	補助執行させる職員
コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。	企画部未来創造課に属する職員

内 容 要 点

報告第7号 小浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

1) 制定理由

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例(令和4年小浜市条例第12号)の制定に伴い、規則を規定するもの。

2) 内容

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、小浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を補助執行させることについて定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助執行させる事務	補助執行させる職員
コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。	企画部未来創造課に属する職員

3) 附則

施行日/令和5年4月1日

報告第8号

小浜市立学校教職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

小浜市立学校教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定を別紙のとおり専決処分したことについて承認を求める。

令和5年4月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市立学校教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

小浜市立学校教職員の勤務時間に関する規則（平成19年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

内 容 要 点

報告第 8 号 小浜市立学校教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1) 改正理由

小浜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年小浜市条例第 2 1 号）が令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2) 内容

小浜市立学校教職員の勤務時間に関する規則（平成 1 9 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

【改正後・現行比較】

改正後	現行
(週休日および勤務時間の割り振り) 第 2 条 県勤務時間等条例第 3 条第 1 項ただし書の規定により、小浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 第 2 2 条の 4 第 1 項 の規定により採用された職員（以下「 定年前再任用短時間勤務職員 」という。）および地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）については、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を設けることが	(週休日および勤務時間の割り振り) 第 2 条 県勤務時間等条例第 3 条第 1 項ただし書の規定により、小浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 第 2 8 条の 5 第 1 項 の規定により採用された職員（以下「 再任用短時間勤務職員 _____」という。）および地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）については、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を設けることが

できる。

2 教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を校長が勤務時間割り振り指定書（様式第1号）により指定したものにに基づき、決定する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を校長が割り振り、教育委員会が決定する。

できる。

2 教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を校長が勤務時間割り振り指定書（様式第1号）により指定したものにに基づき、決定する。ただし、再任用短時間勤務職員_____および任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を校長が割り振り、教育委員会が決定する。

3) 附則

施行日／令和5年4月1日

報告第9号

小浜市教育委員会個人情報保護規則の一部改正について

小浜市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則の制定を別紙のとおり専決処分したことについて承認を求める。

令和5年4月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則

小浜市教育委員会個人情報保護規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「小浜市個人情報保護条例(平成14年小浜市条例第37号)」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年小浜市条例第16号）」に、「小浜市個人情報保護条例施行規則(平成15年小浜市規則第1号)」を「小浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年小浜市規則第20号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

内 容 要 点

報告第9号 小浜市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則の制定について

1) 改正理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、小浜市個人情報保護条例（平成14年小浜市条例第37号）および小浜市個人情報保護条例施行規則（平成15年小浜市規則第1号）が廃止され、新たに小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年小浜市条例第16号）および小浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年小浜市規則第20号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2) 内容

【現行・改正比較】

改正後	改正前
小浜市教育委員会における個人情報の取扱いについては、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> および <u>小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年小浜市条例第16号）</u> に定めるもののほか、 <u>小浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年小浜市規則第20号）</u> の例による。	小浜市教育委員会における個人情報の取扱いについては、 <u>小浜市個人情報保護条例（平成14年小浜市条例第37号）</u> _____に定めるもののほか、 <u>小浜市個人情報保護条例施行規則（平成15年小浜市規則第1号）</u> _____の例による。

3) 附則

施行日／令和5年4月1日

議案第12号

小浜市児童福祉審議会委員の推薦について

小浜市児童福祉審議会委員の推薦を求める。

令和5年4月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

浜子未第345号
令和5年4月7日

小浜市教育委員会

教育長 窪田 光宏 様

小浜市長 松崎 晃治
(公印省略)

小浜市児童福祉審議会委員の推薦について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、本市の児童福祉行政につきまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、小浜市児童福祉審議会設置条例に基づき、令和5年度および令和6年度の審議会委員としまして、貴教育委員会の委員様2名を委嘱させていただきたいと思っております。

つきましては、貴教育委員会の代表の方を下記により推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 推薦いただく委員数 | 2名 |
| 2 委員の任期 | 令和7年3月31日まで（2年間） |
| 3 参考資料 | 令和3年度～令和4年度 委員名簿 |

【担当】小浜市民生部子ども未来課
小松、高鳥（内線183、184）

小浜市児童福祉審議会委員名簿

任期 令和3・4年度

	氏名	所属	住所
1	上田 俊彦	小浜市教育委員会の委員	917-0241 小浜市遠敷一丁目1010番地
2	村上 郁子	小浜市教育委員会の委員	917-0032 小浜市尾崎22-15
3	品川 憲治	小浜市民生委員・児童委員	917-0117 小浜市泊7-23
4	古谷 眞知子	小浜市民生委員・児童委員	917-0077 小浜市駅前町7-15
5	坂田 多賀子	小浜市主任児童委員	917-0076 小浜市湯岡20-3
6	松崎 眞理	元学校長（学識経験者）	917-0018 小浜市松ヶ崎一丁目4-10
7	西川 弘城	ふれあいスクール所長（学識経験者）	917-0026 小浜市多田7-26-2
8	糀谷 恵子	幼児教育指導員（学識経験者）	917-0027 小浜市生守6-14
9	芝 美代子	NPO法人理事長（学識経験者）	917-0354 小浜市和多田3-6

	事務局	所属
1	前野 浩良	民生部長
2	清水 淳彦	民生部次長（子ども未来課 課長）
3	高鳥 清美	子ども未来課 児童保育G グループリーダー
4	中本 玲子	子ども未来課 児童保育G 課長補佐
5	小松 隆次郎	子ども未来課 少子化対策・母子福祉G グループリーダー
6	池田 裕子	子ども未来課 少子化対策・母子福祉G 課長補佐
7	緩詰 真由美	子ども未来課 保健・食の安全G グループリーダー